資料　２

気仙沼市議会議員定数のあり方について
（答申）

【案】

令和６年３月

気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会

目　次

1　審議会設置の経緯 …… 1
2　諮問 …… 1
（1）諮問事項 …… 1
（2）諮問内容 …… 1
3　進め方 …… 1
4　論点と協議内容 …… 2
（1）市議会議員定数に関する法制度と市議会定数の推移 …… 2
（2）他の類似自治体との比較 …… 3
（3）市政の課題 …… 4
（4）市の地域特性 …… 4
（5）議会が果たすべき役割 …… 5
（6）多様な人材の確保 …… 5
（7）削減によるメリット・デメリット …… 5
（8）その他 …… 5
5　議会との意見交換 …… 6
【議会への質問項目】 …… 6
6　総括 …… 9
7　結論 …… 10
（要望） …… 10
8　資料 …… 11
（1）諮問書 …… 11
（2）会議の開催経過 …… 12
（3）審議会委員名簿 …… 13
（4）審議会設置条例 …… 14

※気仙沼市の将来人口推計値は，国立社会保障・人口問題研究所の
平成 30 年 3 月公表値（下記表中，旧の欄）に基づき審議

将来の男女5歳階級別推計人口　新旧対照表（気仙沼市 合計）

国立社会保障・人口問題研究所　公表値

	新 2023年推計人口 （令和5年12月22日公表）	旧 2018年推計人口 （平成30年3月30日公表）
2025年 （令和7年）	55,910人	54,195人
2030年 （令和12年）	50,682人	48,797人

気仙沼市議会議員定数のあり方について（答申）

1　審議会設置の経緯

当審議会は，気仙沼市議会が議員定数のあり方を検討するに当たり，広く市民の意見を聴き総合的に検証していくため，市民参加による議員定数のあり方を議論する仕組みとして気仙沼市議会基本条例(平成２３年条例第２６号)第５条第８項に基づき令和５年４月に設置された。所掌事項は，気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例（令和４年条例第１２号）第２条により，気仙沼市議会の諮問に応じ，市議会の議員定数のあり方に関する必要な事項を調査審議し，市議会に報告することと定められている。このため，令和５年４月以降８回にわたり審議会を開催して諮問事項に関し検討を行い，この度，報告書として取りまとめを行った。

なお，市議会においては，審議会の答申内容を踏まえて最終的な議員定数の在り方を決定するとされている。

2　諮問

⑴ 諮問事項

気仙沼市議会議員定数のあり方について

⑵ 諮問内容

効率的かつ能率的な議会運営並びに市政の現状及び将来展望を踏まえた市議会議員定数のあり方について，気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会から意見を求めるもの

3　進め方

広く市民の意見を聴くため，市民及び学識経験者が委員として委嘱された審議会であり，議会制度や運用状況について一定程度の共通理解の下で忌憚のない意見交換を行って初めて所期の目的を達することができると考えられたため，議会制度や運営状況に関する情報共有を図るとともに，やむを得ず２回ほど非公開で会議を開催し，検討を行った。検討に当たっては，論点等を下記のとおり整理し，論点ごとに議論を行った。また，論点によっては議員定数に関する議員の意見や議会活動の実情について理解し，確認する必要があると考えられたことから，審議会として議員との意見交換を行った上で，最終的な取りまとめを行った。

4　論点と協議内容

(1) 市議会議員定数に関する法制度と市議会定数の推移

検討するに当たり，その前提となる市議会議員の定数に関する法制度及び気仙沼市議会における近年の定数の推移について確認した。

地方議会議員の定数に関する法制度の改正の経緯は次のとおりであり，気仙沼市議会においても制度の変遷を受けて議員定数が定められてきており，その推移は次のとおりである。

市議会の議員定数は，地方自治法の規定に基づいて人口に応じて定められていた（条例で削減することは可能。合併前に気仙沼市及び本吉町は条例で独自に定数を削減していた。）が，平成 15 年に施行された改正法では，人口毎に定められた定数上限の範囲で条例により議員定数を定めると改められ，さらに平成 23 年に施行された改正法により，この議員定数の上限が廃止され，市議会がその置かれている地域の状況等に応じて条例で定めることとされた。気仙沼市議会では平成 23 年 7 月 1 日に議員定数等調査特別委員会を設置し，その時点で 30 人であった議員定数について調査することとなった。

当該特別委員会では，「震災復興期間は定数の減をしないで復興に全力を挙げる立場で取り組むべき」，「行政改革を進めるために自らが率先して議員定数を削減する意味は大きい」，「復興のために議員活動をしっかりすべきであり，もっと市民の意見を聴くべき」など様々な意見が出されたが，最終的には，平成 24 年 12 月の委員会において定数を 6 人削減して 24 人とすることが賛成多数で決定され，議員提案により平成 26 年 4 月の一般選挙から議員定数を 24 人とする定数条例が平成 25 年 2 月議会に提案され，可決成立した。

その後，平成 30 年 4 月及び令和 4 年 4 月に議員定数 24 人で市議会議員一般選挙が行われた。

（議員定数の推移）

<table>
<tr><th colspan="2">市町名</th><th>気仙沼市</th><th>唐桑町</th><th>本吉町</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平 成
17 年</td><td>議員定数</td><td>25 人</td><td>18 人</td><td>12 人</td><td rowspan="2">気仙沼市，本吉町は法定数を条例で削減</td></tr>
<tr><td>国調人口（※）</td><td>58,320 人</td><td>8,103 人</td><td>11,588 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平 成
18 年</td><td>議員定数</td><td colspan="2">30 人</td><td>12 人</td><td rowspan="2">気仙沼市，唐桑町新設合併定数 30 人は法定上限数</td></tr>
<tr><td>国調人口（※）</td><td colspan="2">66,423 人</td><td>11,588 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平 成
21 年</td><td>議員定数</td><td colspan="3">42 人</td><td rowspan="2">本吉町編入合併。定数 42 人は合併時在任特例による</td></tr>
<tr><td>国調人口（※）</td><td colspan="3">78,011 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平 成
22 年</td><td>議員定数</td><td colspan="3">30 人</td><td rowspan="2">30 人は法定上限数</td></tr>
<tr><td>国調人口（※）</td><td colspan="3">73,849 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平 成
26 年</td><td>議員定数</td><td colspan="3">24 人</td><td rowspan="2">平成 23 年に法定上限数廃止。定数条例で 24 人に削減</td></tr>
<tr><td>国調人口（※）</td><td colspan="3">73,849 人</td></tr>
</table>

（※）国勢調査公表値人口（国調人口）は，平成 17 年，平成 22 年，平成 27 年数値を引用

⑵ 他の類似自治体との比較

気仙沼市議会の議員定数の状況を客観的に把握するため，他市の状況について確認した。

気仙沼市は平成 18 年に唐桑町と新設合併し，平成 21 年９月に本吉町を編入して現在の気仙沼市となった。合併市は合併していない市よりも一般的に議員定数が多い傾向とされ，合併の有無は議員定数の考え方に影響すると考えられたため，人口規模が同等の合併市の定数の状況を確認し，検討を行った。

（地域毎の面積，人口，世帯数，行政区数，議員数）

区分	気仙沼地域	唐桑地域	本吉地域	計
面　積	183.43 ㎢	42.31 ㎢	106.70 ㎢	332.44 ㎢
人　口	44,374 人	5,518 人	9,034 人	58,926 人
世帯数	20,442 世帯	2,221 世帯	3,549 世帯	26,212 世帯
行政区数	164 区	36 区	38 区	238 区
議員数	15 人	3 人	5 人	23 人

※面積は，合併前の市町面積による。

※人口・世帯数・行政区数は，令和４年 12 月末現在の住民基本台帳による。

※議員数は，当選時の住所による。（令和５年４月から現在欠員１）

全国の気仙沼市と同規模の合併市 21 市（人口が５万６千人から６万２千人の市を抽出：気仙沼市の人口 58 千人±３千人）について見たところ，その議員定数は 18 人から 24 人で，定数 24 人の市は気仙沼市を含めて２市であった（定数 24 人：２市，22 人：７市，20 人：６市，19 人：１市，18 人：５市）。また，議員定数が気仙沼市と同じ 24 人の市は全国で 17 市あり，そのうち人口が気仙沼市と同じ５万人台の市は気仙沼市を含め３市で，その他 14 市の人口は６万人台から９万人台であった。以上から，気仙沼市議会の議員定数は，類似団体の中では人口の割には定数が多い位置付けになると考えられる。

次に，定数 24 人の 17 市に係る議員１人当たりの予算規模について確認した。これは，予算は，各地方公共団体における様々な行政課題に対応する事務事業に要する経費が包括的に盛り込まれ，その現状を総合的に捉えられるものの一つであり，かつ，議会の重要な審議事項であると考えられたことによる。その中では，気仙沼市の議員１人当たりの予算規模は中位であることが認められた。

以上のことから，気仙沼市議会の議員定数は，類似自治体の中では，人口規模で比較すると定数は多いグループに属するが，市の事務事業の要素も含めると若干状況は異なるものと考えられる。

※人口は，令和４年 12 月 31 日現在

※予算額は，令和５年度当初予算額

(3) 市政の課題

諮問内容が「市政の現状及び将来展望を踏まえた」定数のあり方であり，また，市議会は市の課題に関わる議案を審議することから，市政の課題の状況について確認した。

市総合計画においては，市の将来像として「世界とつながる　豊かなローカル」を掲げ，合計特殊出生率の向上や若い世代の転出抑制，関係人口の創出・拡大，移住・定住の促進など人口に関する問題が最重要課題とされており，また，東日本大震災からの復興も依然として重要課題であることが認められた。

気仙沼市の人口については，定数 24 人の選挙を行った前年末，平成 25 年 12 月末の住民基本台帳では６８，４６５人であり，令和４年 12 月末では５８，９２６人と約１万人減少しており，結果，議員１人当たり人口も２，８５３人から２，４５５人と約 14%減となっている。なお，国立社会保障・人口問題研究所の推計値では，令和７年（２０２５年）の推計人口は５５，９１０人，令和 12 年の推計人口は５０，６８２人とされ，今後も減少傾向が予測されている。

委員からは，今後も人口減少が見込まれること，現在，市としてもふるさと納税など財源確保に取り組んでいるものの，将来的な人口減少や地域産業の状況等を考えれば市の財源確保は将来的にも課題ではないか，また，国立社会保障・人口問題研究所の推計値等も踏まえれば今後も人口減少が見込まれることから，次期一般選挙の定数はその点を踏まえて検討する必要があるのではないか，などの意見が出された。

一方，気仙沼市の予算に占める議会費の割合は，県内市の中で平均よりも少ないのではないか，議員定数削減による経費削減効果は大きくはないのではないか。また，人口減少や高齢化などの全国的な課題に加え，東日本大震災からの復興に対する取組が引き続き継続すると見込まれることから，市政上の課題は多く，民意を踏まえつつ市議会が果たすべき役割は多いのではないか，などの意見が出された。

(4) 市の地域特性

気仙沼市は，前述したように１市２町が合併して県内市で６番目に広い面積３３２．４４平方キロメートルの市となった。また，リアス海岸の地形特性から沿岸部に小規模集落が多く点在しており，各地区間の移動は平野部の地域とは異なる条件にある。このような地域特性の視点から検討を行った。

委員からは，合併により異なった特性を持つ地域が一自治体となり，地域毎に政策の優先順位が異なるのではないか，農林水産業を背景とした多様な産業構造となっている地域の実情を踏まえて検討する必要があるのではないか，このような多様な地域，多様な住民，多様な産業構造を考えると一定の議員数は必要ではないか，との意見があった。一方，議員定数が削減されても，例えば当該地域出身者でなくても市域全域を対象とした議員活動は可能であり，地域から意見を吸い上げることへの支障は生じないのではないかとの意見もあった。

なお，気仙沼地域，唐桑地域，本吉地域の各地域の人口及び行政区数，議員数の状況は(2)の表のとおりで，現在の議員の状況は，概ね人口規模を反映した議員数となっている。

⑸ 議会が果たすべき役割

市民が議会に対し何を求めるかということは，定数の考え方や議員像に関わると考えられたため，この点について検討した。委員からは，議会は政策提言や執行機関のチェック機能を果たすべき，議会における議論の論点が市民ファーストであるべき，目先の課題ではなく，10 年後，20 年後を展望した対策を論じてほしい，という意見があった。また，議会の役割として，地域や諸団体の意見の集約，政策に関する審議，様々な視点から意見の発信，主権者教育の担い手，以上に整理されるが，定数を減らす場合は届かなくなる声を減らす努力が必要。専門的な議論には一定の人数が必要で，専門人材が少ない地方では政策的な議論の質を下げる恐れがある，といった意見があった。また，定数削減により市民の声が届かなくなる恐れに関しては，オンラインを活用した住民との意見交換の場をつくる，若者議会や女性議会など政策課題について市民と意見交換する場を設けるなど可能なことはあるのではないか，また，出先機関等の権限を強化すれば細かな業務はそこで完結するため，議員の地域のお世話の部分が減り，政策課題対応により注力できるようになるのではないか，との意見もあった。

⑹ 多様な人材の確保

議会は住民の縮図といわれ，気仙沼市は多様な産業構造を有していることから，議員構成の多様性という視点から検討した。この点について，社会経済情勢の変化に応じて市民ニーズもさらに多様になっていくことが予想されることから，市民の課題や意見等を吸収し市政に反映させていくためには議員も多様性が必要であり，一定の議員数が必要ではないかとの意見があった。特に，女性議員の増加や若年層が目指せる議会とすべきとの意見もあった。

⑺ 削減によるメリット・デメリット

定数を削減することによるメリット・デメリットについては，メリットは議員に要する経費の削減や議員が少なくなることによる議会運営の効率化，少数精鋭化等とされているが，これまで定数削減によりどれだけ財政的な効果があったのか，削減された財源が何に活用されたかよくわからない，削減によるデメリットを上回る効果があったのか疑問との意見があった。

⑻ その他

その他の意見として，市民の意見を把握するため市民アンケートが必要ではないか，何故定数削減が必要か理由の整理が必要ではないか，議会活動の効率的，能率的運営という観点から留意すべき事項を確認することが必要ではないか，などの意見があった。

なお，市民アンケートについては，協議の結果，年度内に答申するという時間的な制約があるため，今後，議会において定数を決定していく過程で何らかの手法で市民意見を把握することについて議会に委ねることが適切との結論に至った。

以上の論点について検討を行い，議会の当事者たる議員から意見を聴いた上で検討を進めることが必要と考えられたため，議会との意見交換を行うこととなった。

5　議会との意見交換

議会からは議会運営委員会及び３常任委員会（総務教育常任委員会，民生常任委員会，産業建設常任委員会）の委員長及び副委員長が出席し，予め審議会で取りまとめられた質問事項について聴取した。

【議会への質問項目】

(1)市議会，市議会議員として求められる最も重要な役割は何と考えるか。
(2)現在の定数についてどう考えるか。市民の意見はどうか。
(3)議員定数削減によるメリット，デメリットは何か。また，現行定数に削減したことによる議会運営上及び議員活動上，支障あるいは課題と感じたことはあるか。定数削減により市民の意見が届きにくくなることは考えられるか。
(4)定数削減によるデメリットがある場合，そのための対応策はどうか。
(5)４常任委員会を３常任委員会に再編した理由は何か。そのことによるメリット，デメリットはあるか。
(6)議員のなり手不足の課題について気仙沼市ではどうか。その課題がある場合，その理由及び対応策はどうか。
(7)仕事をしながら議員活動する場合，どの程度の仕事であれば可能か。

各質問に関する議員からの回答について趣旨を踏まえて整理したところ概ね次のとおりである。

(1)については，「議案や執行機関の計画の進捗又は業務執行状況が市民にとって良いものとなるよう質疑質問等を通じてチェックする。」という執行機関に対するチェック・監視機能に関する意見が最も多く，次に，「市域が広いため公民館区域単位等で自治会との意見交換等を通じて市民に最も近い議員として市民の意見，課題を聞き，地域や産業に関する課題解決のために政策提言するなど地域の市民の声を政策として形にする。」など，市民の声を市政に反映することに関する意見が多く出された。また，「今回の審議会の報道により議会への関心が高まった。議会が担うべき主権者教育の一環といえるのでは。」との意見もあった。

(2)については，「気仙沼は仕事の分野が多く多様な事業を行っており，地域も広いので，定数が多いとは言えない。」，「多くの市職員が様々な業務を専門に行っており，それに対するには一定数の議員は必要」など，地域特性等から定数は多いとは言えないとの意見が出された。また，「定数を 30 人から 24 人に削減して 10 年たっていないので，変えなくていいのでは。」，「定数を常任委員会の数と委員の人数から考えるのが妥当ではないか。」との意見もあった。

また，市民の意見は，多くは「削減の意見が多い」という見解だったが，「その根拠はなく，感覚的なものではないか。」，また，「議員が仕事をすれば削減しなくてよいのではないかという

意見もある。」,「以前は人口に応じて減らすというものが多かったが，今はちょっと待った方がいい，もっと勉強したらいいのではないかという意見が出てきた。」との意見や「聞くのは現状維持で減らせという人は少ない。」という意見もあった。また,「議員報酬が問題との声はある。」との意見があった。

(3)については，定数削減のメリットは，ほとんどが「議員報酬の減額による経費削減」であり,「議会も行政の一環として経費削減すべき。」との意見があった。また,「削減によるスムーズな議会運営という声もあるが，常任委員会 6 人でスムーズということではなく，不安があったので 8 人にした。」との意見もあった。

定数削減のデメリットについては,「他の被災地にない先を見据えた政策を提言し実現できたこともあり，定数削減は経費削減以上にデメリットがある。」との意見があった。また,「様々な会議を地区で行う際，議員がいない地区では議員がいて欲しいとの声が強く，声が届きにくくなることを実感した。」,「地区の課題把握には地区に住んでいることが重要。」など地域の課題を届けられなくなるデメリットを指摘する意見が多くあった。また,「定数削減と少数精鋭は異なる。」という意見や「定数削減により執行機関をしっかりチェックできなくなることによる損失の方が大きいのでは。」という執行機関に対する監視機能の低下に関する意見,「現職の強みが増して若い人や女性の進出が難しくなるのではないか。」,「以前の仕事の経験を基にした質問が多く，経験に基づいた発言が重みを増す。」,「気仙沼市は行政分野が幅広く，実情を知っているから市政に活かせる。」,「色々な地域から色々な職業の人が参加できる仕組みが必要ではないか。」という議員構成の多様性に関わる意見があった。なお，現定数としたことによる支障は聞かれなかった。

(4)については,「議員空白区域が広くなり，また，出身地も含めて議論が偏る恐れがあり，その対応策は 1 人当たりの活動時間を増やすことだが，地区出身議員という認識があり一定の限界がある。」,「議会基本条例で市民と議会との関係が規定されており，市民意見を一般会議や議会報告会で吸い上げることになっている。これを充実させる必要がある。」，また,「削減が大幅であればデメリットが大きくなるため，デメリットを少なくして市民の意見を取り入れる緩やかな削減もあるのではないか。」という意見もあった。

(5)については，常任委員会再編経緯について,「委員数 6 人では，委員長を除き実質 5 人による議論となり，委員数が足りないため 4 年かけて 8 人 3 委員会とした。」との説明があり,「再編の結果, 議論が深くなることを実感した。」,「人数が増え偏った議論になる心配が減った。」という意見があった。また,「震災後，時間経過とともに議案数が減ってきたのでタイミングとしてはいい時期だったのではないか。」,「当面は今の形を落ち着かせることが肝要ではないか。」という意見,「法改正で委員会の併任ができるようになったため，その活用もありうる。」という意見,「12 人で 2 委員会の場合，気仙沼市では予算規模が大きく困難。」,「定数削減により守備範囲が広くなるので政務活動費や議員報酬の議論も必要。」などの意見があった。

一方,「委員会は 7 人でも 6 人でも可能では。少なくなったら少ないなりに責任を持ってやれるのではないか。」という意見もあった。

(6)については,「今のところ気仙沼にはなり手不足の課題はない。」,「定数以上の立候補があり感じられない。」という意見,「震災後復興が遅れている地域や低迷している業種などから立候補する人が出なくなり, 意見が反映されないため悪循環となっている。」という意見があった。

一方,「議員報酬は当選回数にかかわらず同額で上がらないため，子育て世代は大変ではないか。」,「選挙は勇気がいる。落選リスクを考えると, 子育て世代や女性は挑戦しにくいのでは。」,「議員年金が無くなり，国民年金への加入は若い人が議員になる上でハンディになる。人生設計上大変ではないか。」という議員の経済的な課題についても意見があった。

また,「挑戦したいと思える仕組みを作っていかないとなり手不足になっていくのではないか。積極的に挑戦できる条件をどう整えていくか考えていくべきではないか。」,「女性の進出が課題で，クウォーター制も課題にできればいいのではないか。」という意見,「議員年金がなくなり国民年金となったため，議員の厚生年金加入が必要ではないか。」,「志のある人はいるので，多様な人材，子育て世代が生活できる議員報酬とすることが唯一の対応策ではないか。」,「定数削減して報酬を上げるべきではないか。」など今後の議員のなり手に関する課題について多くの意見が出された。

(7)については,「質問や市民からの相談対応など，議員として市民から負託された責任を果たすには議員専業でないとなかなか難しい。」という意見,「個人事業主が議員になる場合，議会休日開催など全国的には例はあり，将来的な課題ではないか。」との意見があった。

上記の主な意見を総合すると，概ね以下のように理解できる。

議会は，執行機関の業務執行の監視や市政上の課題への政策提言など，重要な役割を担っているが, その基となるのは多様な市民意見や議員の経歴等を基にした知識経験であり, 気仙沼市は行政分野も多く市域も広いため，これ以上定数を削減すればきめ細かな意見把握を行うことがさらに困難になり，また，議員の多様性も失われ，結果として定数削減によるメリットよりもデメリットの方が大きいのではないか。

議会運営に関しては，委員会運営について 4 常任委員会から 3 常任委員会に再編し，委員 6 人から 8 人となったことで，様々な意見が出されて議論が深まるなど委員会審査がより充実したのではないか。

議員定数に関する市民の意見は，全体では削減の意見が多いがその根拠はなく，削減不要という意見も一定程度ある。

議員の仕事は，市民からの負託に応えるため議員活動以外に携わることは難く，議員報酬や年金問題，さらには選挙活動の負担等により，子育て世代や女性には難しい面があるのではないか。したがって，議員へのなり手不足は，現在，顕在化していないが，将来的には懸念され，志のある多様な人材が議員に積極的に挑戦できる環境整備が必要ではないか。

なお，議会も行政の一環として経費削減すべき，定数を削減しても常任委員会は運営可能との意見があったことを記しておく。

6　総括

以上を踏まえ，各委員から「次期改選時の定数の考え方」,「今後の定数を考える際の留意点」,「その他意見」について意見を求めた。

「次期改選時の定数の考え方」については，削減の意見の委員が多く，その理由は，今後も人口減少が見込まれ，市の財政状況も厳しくなると考えられること，県内及び全国の市の定数と比較すると多いと考えられること，削減を望む市民の意見も少なくないこと等である。また，年１回の議会報告会以外に他地域の議員と会うことは少なく，広い市域を根拠とした議論は実態と異なるのではないか。気仙沼市は産業も多様で地域も複雑に入り組み他市町村と単純には比較できないし，常任委員会の委員数は多い方が議論が深まることは理解できるが，将来的には多すぎる現実に向き合わなければならない時期が来るため，削減せざるを得ないのではないか，削減によるデメリット対策として市民の声を拾いやすくする仕組みづくりやなり手不足，主権者教育，効率化の観点からも他自治体で取り組まれているサポーター制度のような仕組みづくりが大事ではないか，などの意見が出された。削減後の定数については，人口比較や常任委員会の構成，前回の削減実績等を勘案し，定数２１人とする意見，今後の人口減少見通し等から定数１８人とする意見があった。

一方，現状維持とする理由は，市議会は市民の意見を踏まえて様々な課題に取り組んでいく必要があるため，幅広い観点から議論が尽くされるよう，特に女性や若い世代など多様な議員により構成されることが望ましく，それが市民意見の反映や議会への関心を高めることにもつながるのではないか，定数削減と声が届かなくなる人のための保障措置は合わせて行うべきで議会はその対策を明らかにしておく必要があるのではないか，今後も定数見直しが避けられない中，現状のまま定数を削減すると，これらの課題への対応がさらに困難になるのではないか。したがって，基本的には人口動向等を踏まえ検討されるべきと考えるが，平成 26 年に大幅に定数削減したところであり，次々期に定数の見直しを行うことが望ましいのではないかというものである。また，常任委員会の兼任は議員の負担が増え，また，兼任である以上意見の多様性は十分ではないのではないかとの意見もあった。

今後の定数を考える際の留意点については，議員定数の見直しは，選挙毎に公約とされ議論になることが避けられるよう，何年毎など見直す時期や例えば５万人など人口に関する基準を設け，条例等に定めることが適切ではないかなど，定数見直しのルール化に関する意見が多く出された。また，会議の場（常任委員会）と議決の場（議員定数）を分けて会議の場の倍数を議員定数とすべきとの意見，議員定数は第三者で諮問し議論する，市民の声を聴くなどしないと公平な議論は難しいのではないか，今後の人口減少を考えると単に人口や市の財政状況のみで決めるのではなく市民全体が納得できるよう主権者教育が必要ではないか，議会の質を下げない運営方法を議会，市民が議論していく必要があるのではないか，議員は地域の御用聞きと思われないよう政策分野を意識した市民会議を開く必要があるのではないか等の意見が出された。

その他意見としては，全国町村議会議長会等で議員のなり手不足について検討がなされており注視すべき，政策サポーター制度など地域の意見を集め，議論を深める全国の先進事例を参考に工夫できるのではないか，若い世代が関心を持つような機会を増やし，声を取り入れていくべきではないか，などの意見があった。

以上を踏まえて削減すべきとする案（削減案）と課題対応を検討し次々期に削減するとする案（現行案）の 2 案を提示してさらに協議を行った。削減案の意見は，多くの市民は削減すべきとの意見であり削減を決めるべき，議員空白地域の問題は地域で体制づくりをして対応すべきではないか，女性議員の増加といっても果たしてできるのか，当審議会は様々な課題への対応を求めることが役割ではなく議員定数を検討するため設置されたと理解しており，議員定数の結論を出すべき，というものである。

一方，現行案については，諮問は定数のあり方の検討であり，定数の考え方という意味もあるのではないか，定数が減るとネットワークの広い人，多くはベテランが当選しやすくなる傾向がある，次期は削減せず課題への検討を優先し，次々期削減の方が適切ではないか，条例で定数を削減した上で施行日を遅らせることもあるのではないか，結論ありきでは何も変わらない，地域の声が届いていない，審議経過を分かりやすくして欲しい，などの意見があった。

協議の結果，削減すべきとする委員が多数であったため，削減案を結論とした上で，定数削減により懸念されるデメリット対策も併せて検討することが望ましい，との趣旨を加えることで合意された。また，削減後の定数については，明記すべきとする意見も出されたが，人口同規模自治体においても幾つかの定数の例があること，議会において慎重に議論されることが必要と考えられることから，明記しないことが適切との判断となった。なお，定数の見直しに係る一定のルール化については，その旨結論に記載することとなった。また，議会が定数を見直すに当たって市民の意見の把握に努めることに十分配慮するよう求めることについて付記することも合意された。

以上を踏まえ，当審議会の結論は次のとおりとする。

7　結論

現行の議員定数は，速やかに削減することが妥当と考えられる。併せて，議員定数見直しに関する基本的な考え方を定めることを検討するとともに，市民の声の把握や議員構成の多様性の確保などについて検討することが望ましいと考えられる。

（要望）

今後，議会において次期の議員定数を定めるに当たっては，市民意見の把握に特段の御配慮をお願いしたい。

8　資料

(1) 諮問書

寫

気議第７７号

令和５年４月２８日

気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会

会長　峯浦　厚宏　様

気仙沼市議会議長　鈴木　高登

諮問書

次の事項について，気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例第２条に基づき，下記の事項について諮問します。

記

1　諮問事項　　気仙沼市議会議員定数のあり方について

2　諮問内容　　効率的かつ能率的な議会運営並びに市政の現状及び将来展望を踏まえた市議会議員定数のあり方について，気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会から意見を求めるもの

(2) 会議の開催経過

■気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会　開催経過等

・令和５年４月～令和６年３月

回	開催日・会場	内容	備考
第 1 回	令和 5 年 4 月 28 日(金) 市役所本庁舎 3 階会議室	◇委員の委嘱，正副会長の選出 ◇市議会議長からの諮問 ◇協議 ・市議会議員の現状等について	
第 2 回	令和 5 年 7 月 4 日(火) 市役所本庁舎 3 階会議室	◇地方議会に関する国の検討状況等に関する情報提供(河村副会長) ◇協議 ・論点整理	
第 3 回	令和 5 年 10 月 3 日(火) 市水産研修センター 2 階会議室	◇協議 ・論点整理	非公開 (※)
第 4 回	令和 5 年 11 月 27 日(月) 市役所本庁舎 3 階会議室	◇協議 ・論点整理	非公開 (※)
第 5 回	令和 6 年 1 月 12 日(金) 市水産研修センター 2 階会議室	◇協議 ・これまでの論点整理を踏まえた総括的意見交換 ・議員との意見交換(ヒアリング)について	
第 6 回	令和 6 年 2 月 5 日(月) 市役所本庁舎 3 階会議室	◇議員との意見交換 （ヒアリング）	
第 7 回	令和 6 年 3 月 13 日(水) 市魚市場 3 階会議室	◇協議 ・答申結論（案）について	
第 8 回	令和 6 年 3 月 26 日(火) 市魚市場 3 階会議室	◇協議 ・答申（案）について	

※審議会は，市議会基本条例（平成 23 年条例第 26 号）第５条第２項の規定により，原則公開で実施。ただし，第３回（令和 5 年 10 月 3 日）及び第４回（令和 5 年 11 月 27 日）は，論点整理を目的とし，委員の３分の２以上の多数で非公開とした〔市情報公開条例（平成 18 年条例第 12 号）第 26 条の規定を準用〕。

(3) 審議会委員名簿

■気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会委員

（任期：令和５年４月２８日～令和７年３月３１日　敬称略）

役職等	氏名	フリガナ	所属・推薦団体・役職等	区分
会　長	峯浦　康宏	ミネウラ　ヤスヒロ	恩賜財団 済生会支部 宮城県済生会　常務理事 （元宮城県議会事務局長・ 元気仙沼市副市長）	学識経験を有する者 ２名 審議会設置条例 第３条第２項第１号
副会長	河村　和徳	カワムラ　カズノリ	東北大学大学院 情報科学研究科　准教授	
委　員	遠藤　光夫	エンドウ　ミツオ	気仙沼市自治会長連絡協議会 会長	公共的団体等の 役員及び職員 ５名 審議会設置条例 第３条第２項第２号
委　員	畠山　拓男	ハタケヤマ　タクオ	唐桑町自治会連絡協議会 会長	
委　員	小野寺　克浩	オノデラ　カツヒロ	本吉夢プロジェクト委員会 委員長	
委　員	吾妻　清香	アヅマ　サヤカ	気仙沼商工会議所 議員企業社員 （青年会議所理事長）	
委　員	小山　智之	オヤマ　トモユキ	本吉唐桑商工会 青年部長	
委　員	及川　由佳	オイカワ　ユカ	公募市民	議長が必要と認める者 １名 審議会設置条例 第３条第２項第３号

計　８名

⑷ 審議会設置条例

■気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例

令和４年３月11日条例第12号

（設置）

第１条　気仙沼市議会基本条例（平成23年条例第26号）第５条第８項の規定に基づく附属機関として，気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は，気仙沼市議会（以下「市議会」という。）の諮問に応じ，市議会の議員定数のあり方に関する必要な事項を調査審議し，市議会に報告する。

（組織）

第３条　審議会は，委員８人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから市議会議長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　公共的団体等の役員及び職員

（３）　前２号に掲げる者のほか，市議会議長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，令和７年３月31日までとし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によって定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は，会長が招集し，会長は会議の議長となる。ただし，委員の委嘱後最初の会議は，市議会議長が招集し，委員の互選によって会長が定まるまでの間，会議の議長となる。

２　会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会議の議長の決するところによる。

４　審議会は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は，議会事務局において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（失効）

2　この条例は，令和７年３月31日限り，その効力を失う。